

40歳～74歳の加入者の方へ

# 特定健診・ 特定保健指導を 受けましょう！



日本人の生活習慣の変化などにより、近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の有病者・予備群が増加しています。生活習慣病は、医療費の約3割、死亡原因の約6割を占めると推計されています。

ご自身の健康と医療費削減のために年1回、必ず受診しましょう。

## 医療費削減

生活習慣病の発症を未然に防ぐことでご自身や家族の生活の質を維持することができます。また、高額となる医療費を削減することができ、保険料（税）の引上げを抑えることにつながります。

## 早期発見

特定健康診査を毎年受診することで、ご自身の健康状況を継続的に確認でき、自覚症状がないまま進行していく生活習慣病の発症を早期に発見することができます。

## 予防・改善

特定健康診査受診後に専門家から健康状態に応じた保健指導を受けることにより、生活習慣病の発症を未然に防いで、健康寿命を延ばすことにつながります。

## 国民健康保険税に ついて

国民健康保険税は、普通徴収・特別徴収・普通徴収と特別徴収を組み合わせた併合徴収があります。

### 《特別徴収》

65歳から74歳までの世帯主の方で、次の①～③のすべてに当てはまる方は、年金から国民健康保険税が徴収されます。

- ① 世帯主が国民健康保険の被保険者
  - ② 世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満
  - ③ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税と介護保険料を合わせて、年金支給額が2分の1以内（2分の1を超える場合は、介護保険料の引き落としが優先され、国民健康保険税は普通徴収で納めていただくこととなります。）
- ※ 届出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができません。

## 前年の所得状況等により国民健康保険税が軽減されます

国民健康保険に加入している世帯は、その世帯の前年中の所得状況等に応じ国民健康保険税が課税されますが、規定により均等割額、平等割額が軽減されます。

該当世帯は所得に応じて均等割額・平等割額に対して7割・5割・2割の軽減をします。

※所得の申告をされていない人がいる国保世帯は軽減対象になりません。

## 非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

倒産・リストラなど非自発的な失業により職場の健康保険を離脱され国民健康保険に加入された方に対し、在職中の保険料負担と比較して過重にならないようにするための軽減措置があります。

◆対象者（次の条件をすべて満たす人）

- ① 平成21年3月31日以降に離職した人
- ② 離職時点で65歳未満の方
- ③ 雇用保険受給資格者証をお

持ちの特定受給資格者または特定理由離職者

「特定受給資格者」↓離職理由コード11、12、21、22、31、32  
「特定理由離職者」↓離職理由コード23、33、34

### ◆軽減期間

離職日	軽減期間
H26.3.30	平成26年度末まで
H25.3.30	平成25年度末まで
H24.3.30	平成24年度末まで

## 収入状況により国民健康保険税が減免される制度があります

世帯主の死亡や長期疾病など特別な事情により生活が非常に困難となった世帯や火災等により建物を焼失した世帯などは、規定により減免が受けられる場合があります。

### ◆問い合わせ先

保険税については税務課  
0859・54・5208  
国民健康保険については住民生活課  
0859・54・5210

特定健康診査等については保健課  
0859・54・5206